

意見書

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成19年4月20日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成19年5月16日

主任審理官 西本 修一

記

第1 意見

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

- 一 特定小電力無線局が使用する電波の周波数を追加すること。（第6条関係）
- 二 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局を特定無線局の無線設備の規格に追加すること。（第15条の3関係）

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

- 一 169.39MHzを超え169.81MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の空中線電力の許容偏差を定めること。（第14条関係）
- 二 広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局の人体頭部における比吸収率の許容値を定めること。（第14条の2関係）

- 三 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及びこれらの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の受信設備が副次的に発する電波の限度を定めること。（第24条関係）
 - 四 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の技術基準を定めること。（第49条の28、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係）
 - 五 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の技術基準を定めること。（第49条の29、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係）
 - 六 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の技術基準を定めること。（第49条の30、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係）
 - 七 広帯域移動無線アクセスシステムの送信装置の条件を定めること。（第57条の2関係）
- イ 施行期日
公布の日から施行すること。
- (3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案
- ア 改正内容
- 一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局並びにこれらの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の技術基準適合証明等のための審査方法について定めること。（第2条、別表第1号及び別表第2号関係）
 - 二 狭帯域デジタル通信方式の単一通信路の基地局及び携帯基地局の無線設備を特定無線設備とすること。（第2条関係）
- イ 施行期日等
- 一 公布の日から施行すること。
 - 二 所要の経過措置を規定すること。
- (4) 周波数割当計画の一部変更案
- ア 変更内容
- 一 169MHzを超え170MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の目的に小電力業務用（補聴援助用ラジオマイク用）を加えること。
 - 二 2,545MHzを超え2,625MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の目的を電気通信業務用（広帯域移動無線アクセスシステム用）に変更すること。
 - 三 その他規定の整備をすること。
- イ 施行期日
公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

本省令改正は、内容が大きく3点あり、まず1点目は2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの導入についてである。

広帯域移動無線アクセスシステムは、どこでも無線を利用してブロードバンドサービスを楽しみたいという利用者のニーズに対応する無線システムであり、最大伝送速度は20～30Mbps程度と、第3世代や第3.5世代の携帯電話の伝送速度を上回るブロードバンドサービスの提供を可能とするものである。

一方、広帯域移動無線アクセスシステムはITU、IEEE、民間標準化フォーラムといった国際標準化機関においても活発に標準化活動が行われており、国内外で導入の期待が高まっている。

このような状況を受け、総務省は平成18年2月に情報通信審議会に対して「2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」について諮問し、同年12月、WiMAX、MBTDD-Wideband、MBTDD 625k-MC及び次世代PHSの4つの無線方式を対象とすること、あるいは、隣接周波数を使用する他システムとの共用条件といった技術的条件について一部答申を受けた。この答申を受けて、平成19年3月14日に電波監理審議会に關係省令の制定について諮問を行ったものである。

2点目は、169MHz帯補聴援助用ラジオマイクの導入についてである。

このシステムは一般的には「FM補聴器」と呼ばれており、例えば、ろう学校で先生がマイクを身につけ、子供たちが受信機のついた補聴器で先生の話の音を聞くという、いわゆる同報通信として利用されている。

現在用いられているものは、平成9年に免許の要らない特定小電力無線局として制度化されたもので、周波数は75MHz帯が用いられている。しかしながら、近年、諸外国においては、補聴援助用ラジオマイクの小型化に向け、更に高い周波数、169MHz～216MHzを用いた製品が実用化されつつある。

本件は、我が国においても、小型化された補聴援助用ラジオマイクが使用できるよう、制度化を図るものである。

3点目は、狭帯域デジタル通信方式を利用する無線設備の技術基準適合証明等の対象局種の拡大についてである。

現在、官公庁やタクシーといった自営系の移動通信分野においては、平成11年以降、「狭帯域デジタル通信方式」が導入されている。このデジタル方式の無線設備については、現在、移動局側のみが技術基準適合証明の対象となっているが、その適用を基地局まで拡大しようとするものである。

技術基準適合証明は、小規模無線設備を対象とし、簡易な無線局免許手続が適用される。現在、比較的大がかりな無線設備を使用する基地局については、技術基準適合証明の対象外となるが、50W以下のアナログ方式の基地局、携帯電話の基地局等、比較的小規模な基地局は既に技術基準適合証明の対象となっているところである。

本件狭帯域デジタル通信方式を利用する無線局についても、今後、地方都市におけるタクシー事業者のように、比較的小規模な無線設備による基地局の開設が見込まれることから、基地局であっても、このような小規模な無線設備に対しては技術基準適合証明が適応できるということで、その対象を拡大するものである。

また、周波数割当計画の一部変更案では、広帯域移動無線アクセスシステムの導入及び169MHz帯補聴援助用ラジオマイクの導入に伴う変更を行う。

広帯域移動無線アクセスシステムについては、2545-2625MHz帯の80MHz幅を割当て可

能にするため、無線局の目的を、電気通信業務用（広帯域移動無線アクセスシステム用）に変更するものである。当該システムが使用する帯域のうち2545-2555MHz帯については、隣接する周波数帯を使用する移動衛星業務のN-STAR端末に混信を与えるおそれがあることから、広帯域移動無線アクセスシステムに、条件として移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせないように、脚注を追加するものである。

また、今回の改正に合わせて、放送衛星業務用に割当可能な周波数の範囲について、国内の分配と整合を図るため、関係する脚注に示す周波数範囲を見直す。

次に、169MHz帯補聴援助用ラジオマイクの導入に伴う変更については、これまで聴覚障害の補聴を援助する目的のラジオマイクは、75MHz帯で平成9年に制度化しているが、諸外国においては、169MHzから216MHzを用いた補聴援助用ラジオマイクが実用化されている。

我が国においても欧州で共通に用いられている169MHz帯の周波数を使用した新たな補聴援助用ラジオマイクを導入するため、169MHzを超え170MHz以下の周波数帯の無線局の目的に小電力業務用（補聴援助用ラジオマイク用）を加え、あわせて別表により具体的な周波数を明示するよう変更する。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する3者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人全国自動車無線連合会	賛 成	
社団法人電波産業会	賛 成	
有限責任中間法人日本補聴器工業会	賛 成	

第3 理由

1 広帯域移動無線アクセスシステム(FWAシステムを除く)の導入

本件は、広帯域移動無線アクセスシステム(FWAシステムを除く)の導入に必要な電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正し、あわせて周波数割当計画の一部を変更するものである。

広帯域移動無線アクセスシステムは、第3世代携帯電話の伝送速度（最大14.4Mbps）を上回る20～30Mbps程度以上の伝送速度を有するブロードバンド無線システムとして、国内外において導入に向けた期待が高まっている。このような背景から、情報通信審議会において検討が行われてきたが、昨年12月、4つの無線の方式（WiMAX、MBTDD-Wideband、MBTDD 625k-MC 及び 次世代PHS）を対象とすることなどについて一部答申されたところである。今回の改正は、この答申内容を踏まえ、これら4方式の技術基準等を定めるため、関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

(1) 電波法施行規則

電波法施行規則の改正案では、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局を特定無線局の無線設備の規格に追加している。これは、包括免許の対象局とするものであるが、基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること等から、改正内容は適当と認められる。

(2) 無線設備規則

無線設備規則の改正案では、広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備について、変調方式、送信装置の空中線電力、空中線電力の許容偏差、受信設備が副次的に発する電波の限度等の技術基準を規定している。これらは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の改正案では、広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備を対象設備として追加し、その審査方法を定めているが、その内容は情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

(4) 周波数割当計画

周波数割当計画の変更案では、2,545MHzを超え2,625MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の目的を電気通信業務用（広帯域移動無線アクセスシステム用）に変更するとともに、脚注の追加等を行っているが、これらは広帯域移動無線アクセスシステムの導入に必要な変更等を行うものであり、適当と認められる。

2 169MHz帯補聴援助用ラジオマイクの導入

本件は、169MHz帯を使用した新たな補聴援助用のラジオマイクを導入するため、電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正し、あわせて周波数割当計画の一部を変更するものである。

総務省は、平成9年、75MHz帯補聴援助用ラジオマイクの制度化を行った。近年、システムの小型化等、利便性を高めるため新たな周波数帯を用いた補聴援助用ラジオマイクの導入が求められており、諸外国においても、75MHz帯のほかに169MHz～216MHzを用いた補聴援助用のラジオマイクが実用化されつつある。

このような背景から、情報通信審議会において、169MHz帯を利用した補聴援助用ラジオマイクに係る「ラジオマイクの高度化に向けた技術的条件」について検討が行われてきたが、本年1月に一部答申されたところである。今回の改正は、この答申内容を踏まえ、169MHz帯補聴援助用ラジオマイクの導入に必要な関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

(1) 電波法施行規則

電波法施行規則の改正案では、特定小電力無線局が使用する周波数として、169MHz帯補聴援助用ラジオマイクの無線局が使用する周波数の電波を追加している。これは、特定小電力無線局として免許不要とするものであるが、空中線電力が小さいこと、利用者による周波数の切替え又は電波の発射の停止が容易に行うことができるものであること等から、改正内容は適当と認められる。

(2) 無線設備規則

無線設備規則の改正案では、169.39MHzを超え169.81MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局について、空中線電力の許容偏差等の技術基準を規定している。これらは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

(3) 周波数割当計画

周波数割当計画の変更案では、169MHzを超え170MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の目的に小電力業務用（補聴援助用ラジオマイク用）を加えているが、これは169MHz帯補聴援助用ラジオマイクの導入に必要な変更を行うものであり、適当と認められる。

3 狭帯域デジタル通信方式を利用する無線設備の技術基準適合証明等の対象局種拡大

本件は、狭帯域デジタル通信方式の基地局及び携帯基地局の無線設備を特定無線設備とするため、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正するものである。

総務省は、平成11年3月、狭帯域デジタル通信方式が利用できる技術的条件の制度化を行った。これまで、陸上移動局及び携帯局は特定無線設備として技術基準適合証明等を取得することが可能であったが、基地局及び携帯基地局についても、アナログ通信方式の無線設備と同様に、技術基準適合証明等の取得の要望が寄せられている。

今回の改正は、このような状況を踏まえ、狭帯域デジタル通信方式の基地局及び携帯基地局の無線設備を特定無線設備とできるよう関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則では、狭帯域デジタル通信方式の単一通信路の基地局及び携帯基地局の無線設備を特定無線設備として追加している。これは、簡易な免許手続を可能とするものであり、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、ブロードバンドサービスの普及、ラジオマイクの高度化及び自営系無線設備のデジタル化に資するものであること、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。